登録番号	知事（登１）第1221号		氏名又は名称	岸和田渡船株式会社	
作成日	R6／6／1	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表12　公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者１人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間
第１ＭＡＸ号	5,000万円	79人	令和7年3月3日から 令和8年3月3日まで
第２ＭＡＸ号	5,000万円	50人	令和7年3月3日から 令和8年3月3日まで

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	

MS&AD 三井住友海上

遊漁船業者総合保険証券

保険契約者　〒 659－0074
兵庫県 芦屋市 平田町 1－41
株式会社 フィッシングマックス 気付

岸和田渡船 株式会社
代表取締役 山本 隆 様

契約日	令和 7 年 2 月 25 日
証券番号	NC17716962
保険期間	令和 7年 3月 3日 午後 4時 から 令和 8年 3月 3日 午後 4時 まで 1年 間
払込方法	大口分割（口座振替）分割回数 12回
一般分割	第2回以降払込期日
大口分割	第1回分割保険料 62,040 円
	第2回以降分割保険料 62,040 円
	第2回払込期日（以降等間隔） 口座振替の場合は所定の振替日 令和 年 月 日

特別約款	特約
遊漁船業者	賠償責任保険追加特約
特約（共通）	初回保険料口座振替

遊漁船の明細等		
船名		
定員数（保険料算出の基礎）	（遊漁船業者特別約款）	名
	（遊漁船利用者特別約款）	名
動力の有無		
船舶検査済票の番号（または船舶番号）		
瀬渡し業務		行う
被保険船舶数		隻

遊漁船業者特別約款		
被保険者	（保険契約者と異なる場合のみ表示）	

団体契約	遊漁船業者数	割増引	被保険者数による割引（遊漁船業者）	定員数による割引（遊漁船利用者）
			%	%

遊漁船業者特別約款 補償項目			支払限度額・保険金額		免責金額（1事故につき）
賠償 ①	遊漁船利用者運送中の遊漁船利用者に対する賠償（1事故あたりの支払限度額＝1名あたりの支払限度額×定員数）	身体	1名につき 千円	1事故につき 千円	千円
賠償 ②	①および③以外の賠償危険（桟橋等の施設に起因するもの、遊漁船利用者以外にかかわるものなど）	身体	千円	千円	千円
		財物		千円	千円
賠償 ③	瀬渡し業務にかかわる賠償	身体	上記②と同一（左記「遊漁船の明細等」の瀬渡し業務に「行わない」と表示されている場合は補償されません。）		
		財物			
捜索救助費用等（1事故あたりの保険金額＝1名あたりの保険金額×定員数）			千円	千円	千円
傷害見舞費用			項目		1名あたりの支払限度額
			死亡した場合		10万円
			後遺障害が生じた場合		10万円に所定の割合を乗じた額
			入院した場合 生活機能又は業務能力の滅失をきたし、かつ医師の治療を受けた期間	入院期間31日以上	2万円
				入院期間15日以上30日以内	1万円
				入院期間8日以上14日以内	5千円
遊漁船業者特別約款 賠償				千円	千円
傷害（遊漁参加の期間につき1名あたり）	死亡・後遺障害保険金額				千円
	入院保険金日額				円
	通院保険金日額				円

年額保険料（一般分割の場合表示）	円	合計保険料（一般分割の場合は1回分保険料）	744,480 円

特記事項

（ご注意）
表示されている特約の内容については、別冊の「普通保険約款・特別約款・特約」に記載されている該当の特約をご覧ください。

証券作成日 令和 7 年 3 月 28 日 証券作成地 東京都

遊漁船業者総合保険	NC17716962 Xミ
部店課支社	大阪南 堺一
TEL	072－222－0214 F
代理店・扱者/仲立人	ｉｓプランニング（石川）（APG63－545W）
TEL	072－277－3113 F

送状 APG02 －0014－ －

3月 1

三井住友海上

遊漁船業者総合保険明細書

証券番号	NC17716962
明細番号	001
保険期間	
令和　年　月　日　から	
令和　年　月　日　午後　4時　まで	

被保険者（保険契約者と異なる場合のみ表示）	遊漁船業者特別約款	

特別約款	特約
遊漁船業者	賠償責任保険追加特約 別紙添付特約

遊漁船の明細等		
船名	ダイ１マックスゴウ	
定員数（保険料算出の基礎）	（遊漁船業者特別約款）	79 名
	（遊漁船利用者特別約款）	名
動力の有無	あり　馬力〔 100馬力超 〕	
船舶検査済票の番号（または船舶番号）	２５０－１３３８２	
瀬渡し業務	行う	
被保険船舶数	1 隻	

特記事項

遊漁船業者特別約款 補償項目			支払限度額・保険金額		免責金額（1事故につき）
			1名につき	1事故につき	
賠償 ①	遊漁船利用者運送中の遊漁船利用者に対する賠償（1事故あたりの支払限度額＝1名あたりの支払限度額×定員数）	身体	50,000 千円	3,950,000 千円	0 千円
賠償 ②	①および③以外の賠償危険（桟橋等の施設に起因するもの、遊漁船利用者以外にかかわるものなど）	身体	50,000 千円	500,000 千円	0 千円
		財物		10,000 千円	0 千円
賠償 ③	瀬渡し業務にかかわる賠償	身体	上記②と同一		
		財物	（左記「遊漁船の明細等」の瀬渡し業務に「行わない」と表示されている場合は補償されません。）		
捜索救助費用等（1事故あたりの保険金額＝1名あたりの保険金額×定員数）			千円	千円	千円
傷害見舞費用			項目		1名あたりの支払限度額
			死亡した場合		10万円
			後遺障害が生じた場合		10万円に所定の割合を乗じた額
			入院した場合 生活機能又は業務能力の滅失をきたし、かつ医師の治療を受けた期間	入院期間31日以上	2万円
				入院期間15日以上30日以内	1万円
				入院期間 8 日以上14日以内	5千円
遊漁船特別約款 賠償				千円	千円
傷害（遊漁参加の期間につき１名あたり）	死亡・後遺障害保険金額				千円
	入院保険金日額				円
	通院保険金日額				円

年額保険料（一般分割の場合表示）	円	合計保険料（一般分割の場合は1回分保険料）	486,240 円

作成日　令和　7 年　3 月　28 日

遊漁船業者総合保険	NC17716962
部店課支社	大阪南　堺一
TEL	０７２－２２２－０２１４　F
代理店・扱者/仲立人	ｉｓプランニング（石川）
（ＡＰＧ６３－５４５Ｗ）	
TEL	０７２－２７７－３１１３　F

3 月

1

送状　ＡＰＧ０２　－　００１４－　　－

三井住友海上

遊漁船業者総合保険明細書

証券番号	NC17716962
明細番号	002
保険期間	令和　年　月　日　から 令和　年　月　日　午後　4時　まで

被保険者 （保険契約者と異なる場合のみ表示）	遊漁船業者特別約款	

特別約款	特約
遊漁船業者	賠償責任保険追加特約 別紙添付特約

遊漁船の明細等		
船名	ダイ２マックスゴウ	
定員数（保険料算出の基礎）	（遊漁船業者特別約款）	50 名
	（遊漁船利用者特別約款）	名
動力の有無	あり　馬力〔 100馬力超 〕	
船舶検査済票の番号（または船舶番号）	２５０－１１４０５	
瀬渡し業務	行う	
被保険船舶数	1 隻	

補償項目				支払限度額・保険金額		免責金額（1事故につき）
				1名につき	1事故につき	
遊漁船業者特別約款 賠償	①	遊漁船利用者運送中の遊漁船利用者に対する賠償（1事故あたりの支払限度額＝1名あたりの支払限度額×定員数）	身体	50,000 千円	2,500,000 千円	0 千円
	②	①および③以外の賠償危険（桟橋等の施設に起因するもの、遊漁船利用者以外にかかわるものなど）	身体	50,000 千円	500,000 千円	0 千円
			財物		10,000 千円	0 千円
	③	瀬渡し業務にかかわる賠償	身体	上記②と同一（左記「遊漁船の明細等」の瀬渡し業務に「行わない」と表示されている場合は補償されません。）		
			財物			
捜索救助費用等（1事故あたりの保険金額＝1名あたりの保険金額×定員数）				千円	千円	千円
傷害見舞費用				項目		1名あたりの支払限度額
				死亡した場合		10万円
				後遺障害が生じた場合		10万円に所定の割合を乗じた額
				入院した場合 生活機能又は業務能力の滅失をきたし、かつ医師の治療を受けた期間	入院期間31日以上	2万円
					入院期間15日以上30日以内	1万円
					入院期間 8 日以上14日以内	5千円
遊漁船業者特別約款 利用者賠償					千円	千円
傷害（遊漁参加の期間につき１名あたり）		死亡・後遺障害保険金額				千円
		入院保険金日額				円
		通院保険金日額				円

年額保険料（一般分割の場合表示）	円	合計保険料（一般分割の場合は1回分保険料）	258,240 円

特記事項

作成日　令和　7 年　3 月　28 日

遊漁船業者総合保険	NC17716962
部店課支社	大阪南　堺一
TEL	072－222－0214　F
代理店・扱者/仲立人	ｉｓプランニング（石川） （ APG63 － 545W ）
TEL	072－277－3113　F

3 月

1

送状　APG02 － 0014－　－

船舶検査証書

第2－　485号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 第１ＭＡＸ号	第２５０－１３３８２号	大阪府泉北郡忠岡町
総トン数又は船舶の長さ	用　　途	船舶所有者
１４　トン （１１．９７メートル）	小型兼用船（旅客船）	山　本　隆

航行区域又は従業制限（国際航海に従事する船舶にあってはその旨）	沿海区域 ただし、 （イ）漁ろうをする間は、本邦の海岸から１２海里以内の水域に限る。 （ロ）漁ろう以外のことをする間は、平水区域に限る。				
最大とう載人員	旅客	漁ろうをする間	０人	漁ろう以外のことをする間	７９人
	船員	漁ろうをする間	３人	漁ろう以外のことをする間	１人
	その他の乗船者	漁ろうをする間	０人	漁ろう以外のことをする間	０人
	計	漁ろうをする間	３人	漁ろう以外のことをする間	８０人
制限汽圧	――――――――				
その他の航行上の条件	・無線施設免除申告書に基づき航行すること。				
有効期間	令和１１年　５月２６日　まで				

船舶安全法第９条第１項の規定により交付する。

令和　６年　５月１６日　（大阪）

日本小型船舶検査機構

件名

OS2-2223

船体	船質	FRP	検査済票の番号	第２５０－１３３８２号		
	主要目	長さ(LR)	１１．９７ m	船の長さ(L)		m
		幅 (BR)	４．９８ m	船の幅(B)		m
		深さ(DR)	１．６０ m	船の深さ(D)		m
		全長	１４m以上 ２０m未満	総トン数	１４ トン	
	製造者名	小倉造船所				
	製造者型式		製造番号			
	予備検査番号		船体識別番号	JP－MLIT00010241B		
機関	機関の種類	船内機	製造者名	三菱重工業（株）		
	製造者型式	S6A3－MTK2	製造番号	31772		
	予備検査番号	35－975957	主機			
	連続最大出力	478．08 KW 650．0 PS	連続最大回転数	1900 rpm		
	機関の種類		製造者名			
	製造者型式		製造番号			
	予備検査番号		主機			
	連続最大出力	KW PS	連続最大回転数	rpm		
	機関の種類		製造者名			
	製造者型式		製造番号			
	予備検査番号		スペア			
	連続最大出力	KW PS	連続最大回転数	rpm		
軸系	プロペラ軸	材料 SUS316 径 80．0 mm				
	中間軸	材料 径 mm				
法第４条の無線電信等		携帯電話（NTTドコモ）				

更新

船舶検査済票の番号　第２５０－１３３８２号

船舶検査手帳

令和 6年 5月16日 交付

日本小型船舶検査機構

（１）検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日及び事務所
令和 6年 2月26日から 令和 6年 5月26日まで	第９回 定期検査		令和 6年 5月16日 大阪支部
令和 7年 2月26日から 令和 7年 8月26日まで	第一種 中間検査		

（２）無線電信等の施設の免除に関する記事

◆ 船舶安全法施行規則第４条第１項第６号の規定により、無線電信等の施設の免除を許可する。
（代替通信設備）携帯電話（本船に搭載される携帯電話に関する無線施設免除申告書の範囲内の航行に限る）
製造者：－
型式：－

令和 6年 5月16日　大阪支部

船舶情報

◆ 第１回定期検査 昭和62年 6月11日 新造 進水年月 昭和62年 6月
◆ 本船の復原性資料を承認した。（機阪　１５２号　平成 9年）
◆ 検査基準日　5月26日
◆ ＜調査＞復原性資料を再交付した。（H25.8.13大阪支部）
◆ 上甲板後部便所増設により復原性資料を承認した（機阪第２５号平成２８年）
◆ 改測したが１４トン変更なし。（平成２８年７月１日大阪支部）
◆ 航路申告書及び全ての航路を記載した通信エリア図が提出された。
令和４年６月１６日　大阪支部
◆ 本船は携帯電話のサービスエリア内のみを航行する旨の申し出があったので、小型船舶用信号紅炎の同等物として携帯電話の備付けを認めた。
◆ 無線施設免除申告書を手帳添付した。令和6年5月16日 大阪支部
◆ 手荷物搭載時の注意書交付　（R6.5.16　大阪支部）

船舶検査証書

第2－　285号（書換）

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 第２ＭＡＸ号	第２５０－１１４０５号	大阪府泉北郡忠岡町
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
１３　トン （１１．９８メートル）	小型兼用船（旅客船）	山本　隆

航行区域又は従業制限（国際航海に従事する船舶にあってはその旨）

沿海区域

ただし、
（イ）漁ろうをする間は、本邦の海岸から１２海里以内の水域に限る。
（ロ）漁ろう以外のことをする間は、平水区域に限る。

最大とう載人員

旅客	漁ろうをする間	０人	漁ろう以外のことをする間	５０人
船員	漁ろうをする間	３人	漁ろう以外のことをする間	１人
その他の乗船者	漁ろうをする間	０人	漁ろう以外のことをする間	０人
計	漁ろうをする間	３人	漁ろう以外のことをする間	５１人

制限汽圧	―――――――――――――――
その他の航行上の条件	・無線施設免除申告書に基づき航行すること。
有効期間	令和　8年　5月１９日　　まで

船舶安全法第９条第１項の規定により交付する。

令和　6年　8月　8日　（大阪）

日本小型船舶検査機構

件名　　0S2-2224

船体	船　質	FRP	検査済票の番号	第２５０－１１４０５号	
	主要目	長さ(LR)	１１．９８ m	船の長さ(L)	１１．９８ m
		幅 (BR)	４．３６ m	船の幅(B)	４．３６ m
		深さ(DR)	１．１３ m	船の深さ(D)	１．１３ m
		全　長	１４m以上　２０m未満	総トン数	１３ トン
	製造者名	小倉造船所			
	製造者型式		製造番号		
	予備検査番号		船体識別番号	ＪＰ－ＭＬＩＴ００２５６７２Ａ	

機関	機関の種類	船内機	製造者名	ヤンマー（株）	
	製造者型式	6HYP－WET		製造番号	２２０９
	予備検査番号	６０－１３１４９０		主　機	
	連続最大出力	４２３．００ KW	５７５．０ PS	連続最大回転数	２０８４ rpm
	機関の種類		製造者名		
	製造者型式			製造番号	
	予備検査番号			主　機	
	連続最大出力	KW	PS	連続最大回転数	rpm
	機関の種類		製造者名		
	製造者型式			製造番号	
	予備検査番号			スペア	
	連続最大出力	KW	PS	連続最大回転数	rpm

軸系	プロペラ軸	材料　ＴＸＡ２０８ 径　　７５．０ mm
	中間軸	材料 径　　mm
法第４条の無線電信等		免除

更　新

船舶検査済票の番号　第２５０－１１４０５号

船　舶　検　査　手　帳

令和 6年 8月 8日 交付

日本小型船舶検査機構

（1）検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日及び事務所
令和 3年 2月19日から 令和 3年 5月19日まで	第９回 定期検査	航行区域変更 最大搭載人員変更	令和 3年 3月29日 大阪支部
令和 4年 2月19日から 令和 4年 8月19日まで	第一種 中間検査		令和 4年 6月 9日 大阪支部
令和 5年 2月19日から 令和 5年 8月19日まで	第一種 中間検査		令和 5年 7月27日 大阪支部
令和 6年 2月19日から 令和 6年 8月19日まで	第一種 中間検査		令和 6年 8月 8日 大阪支部
令和 7年 2月19日から 令和 7年 8月19日まで	第一種 中間検査		

（2）無線電信等の施設の免除に関する記事

◆ 船舶安全法施行規則第４条第１項第６号の規定により、無線電信等の施設の免除を許可する。
（代替通信設備）携帯電話（本船に搭載される携帯電話に関する無線施設免除申告書の範囲内の航行に限る）
製造者：－
型式：－

令和 6年 8月 8日　大阪支部

船舶情報

◆ 第１回定期検査 昭和60年 7月11日 新造 進水年月 昭和60年 6月
◆ 検査基準日　5月19日
◆ 最大搭載人員を70人から51人に減じた。（平成23年7月 大阪）
◆ 上部構造物一部撤去により総トン数が18トンから12トンとなった。（平成25年6月 大阪）
◆ 主機換装。本船の復原性資料を承認した。（機阪第23号　平成25年6月 大阪）
◆ 本船の復原性資料を再交付した。（機阪第19号　平成27年5月 大阪）
◆ 航行中、護岸岩礁に乗り上げ船底ﾎﾞｯｸｽｷｰﾙを損傷。今回、損傷した舵軸中心から船首に向い2065㎜の位置から船首方向に2700㎜間のﾎﾞｯｸｽｷｰﾙを一部修繕した。海上試運転実施し運航に支障が無いことを確認した。【平成27年10月9日 大阪支部】
◆ 船尾ＷＣ改造によりトン数が12トンから13トンになった。（平成２８年５月）本船の復原性資料を承認した。（機阪第２０号　平成28年）
◆ 航路申告書及び全ての航路を記載した通信エリア図が提出された。令和4年6月【大阪支部】
◆ 手荷物搭載時の注意書交付
◆ 無線施設免除申告書を手帳添付した。令和6年8月8日 大阪支部

別記様式第五号（第十一条関係）

遊漁船業者登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和７年５月７日

届出者　岸和田渡船株式会社
代表取締役　山本　隆

大　阪　府　知　事　　様

フリガナ 氏名又は名称	ｷｼﾜﾀﾞﾄｾﾝｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ 岸和田渡船株式会社
住　　所	郵便番号（595－0814） 大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目８番11号201 電話番号（080）8939－9535 メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　ﾔﾏﾓﾄ　ﾀｶｼ 代表取締役　　山本　隆
登録番号	知事（登２）第1221号
登録年月日	令和　元　年　11　月　27　日

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
損害賠償保険期間 1名当たりの額	令和６年３月３日から 令和７年３月３日 3,000万円	令和７年３月３日から 令和８年３月３日 5,000万円	令和７年５月７日

別記様式第六号（第十二条関係）

業務規程変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和７年５月７日

届出者　岸和田渡船株式会社
代表取締役　山本　隆

大　阪　府　知　事　様

フリガナ 氏名又は名称	ｷｼﾜﾀﾞﾄｾﾝｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ 岸和田渡船株式会社
住　　所	郵便番号（595－0814） 大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目８番11号201 電話番号（080）8939－9535 メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　ﾔﾏﾓﾄ　ﾀｶｼ 代表取締役　　山本　隆
登録番号	知事（登２）第1221号
登録年月日	令和　元　年　11　月　27　日

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
損害賠償保険期間 １名当たりの額	令和６年３月３日から 令和７年３月３日 3,000万円	令和７年３月３日から 令和８年３月３日 5,000万円	令和７年５月７日

遊漁船業者登録票

氏名又は名称	岸和田渡船株式会社
登録番号	知事（登3）第1221号
登録の有効期限	2024年　11月　28日から 2029年　11月　27日まで
営業所の所在地	大阪府泉北郡忠岡町新浜1-8-11
遊漁船の名称	第1MAX号　　第2MAX号
遊漁船業務主任者の氏名	山本 隆　　児玉 真之介　　森 寛晃 金城弘之　　滝澤 正和
損害賠償措置の保険期間	2023年　3月　3日から 2026年　3月　3日まで